



13高教職第875号
平成14年3月22日



各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

職員の育児休業等の運用について（通知）

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）の改正に伴い、別紙のとおり、職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）が改正され、平成14年4月1日から施行される予定です。

これに伴い、「職員の育児休業等に関する条例の施行及び育児休業等の運用について」（平成4年3月25日付け3教義第1168号）を下記のとおり改正し、平成14年4月1日から適用しますので、職員に周知を図るとともに、適正な運用をしてください。

記

1の(2)中「1歳に」を「3歳に」に、「満1歳」を「満3歳」に改め、1の(3)中「1歳」を「3歳」に改め、(5)の次に(6)として次のように加える。

(6) 育休条例第3条第3号の育児休業計画書は、別紙第1号様式とする。

2の(1)中「別紙第1号様式」を「別紙第2号様式」に改める。

3中「別紙第2号様式」を「別紙第3号様式」に改める。

4の(4)中「別紙第3号様式」を「別紙第4号様式」に改める。

6中(2)を削り、6の(3)中「別紙第4号様式による申請」を「別紙第5号様式による請求」に改め、6中(3)を(2)とし、(4)を(3)とする。

第1号様式から第4号様式までを次のように改める。

（別紙第1号様式から第4号様式のとおり）

第4号様式の次に次の1様式を加える。

（別紙第5号様式のとおり）

育児休業計画書

年 月 日

高知県教育委員会 様

所属

職名

氏名

印

職員の育児休業等に関する条例第3条第3号の規定に基づき、再度の育児休業の承認の請求をする予定ですので、育児休業等の計画について下記のとおり提出します。

なお、記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1. 育児休業の承認の請求に係る子

子の氏名		生年月日	年 月 日生
------	--	------	--------

2. 請求者の育児休業計画

育児休業請求期間	年 月 日から 年 月 日まで
再度の育児休業請求予定期間	年 月 日から 年 月 日まで

3. 配偶者の養育計画

配偶者の氏名	
養育予定期間	年 月 日から 年 月 日まで
子を養育するために利用する制度等	☐ 育児休業 ☐ 育児休業以外の休業・休暇 ☐ その他 ()

4. 備考

- (注) ① 育児休業計画書は、育児休業承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出するものとする。
- ② 請求者の育児休業請求期間には、育児休業承認請求書に記載した請求期間を記入する。
- ③ 請求者の配偶者の養育予定期間は、請求者の育児休業における育児休業請求期間の満了日の翌日から再度の育児休業請求予定期間の初日の前日までの期間（3月以上の期間に限る。）が記入されることとなる。
- ④ 子の出生前に提出する場合には、「1 育児休業の承認の請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。
- ⑤ 変更の届出の場合は、変更する箇所のみ記入する。
- ⑥ 該当する□には✓印を記入すること。

育児休業承認請求書

年 月 日

高知県教育委員会 様

所属

職名

氏名

印

下記のとおり育児休業の承認を請求します。
記

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
子の氏名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生年月日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 請求の内容	☐ 育児休業 ☐ 育児休業期間の延長 ☐ 再度の育児休業 ☐ 再度の育児休業期間の延長		
4 請求期間	年 月 日から 年 月 日まで		
5 既に育児休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	年 月 日から 年 月 日まで		
6 特別の事情			
4 備 考			
意 見 () 上記のとおり副申します。 年 月 日 学校長氏名 印			

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（戸籍抄本、住民票、医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること。（写しでも可）
- ② 特別の事情欄には、再度の育児休業又は再度の育児休業期間の延長が必要な事情を記入すること。
- ③ 備考欄には、(ア)請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、(イ)請求に係る子が養子の場合においては、養子縁組の効力が生じた日、(ウ)請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合においては、その旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- ④ 該当する□には√印を記入すること。

育児休業終了届

年 月 日

高知県教育委員会 様

所属

職名

氏名

印

下記のとおり育児休業の終了に伴い、
届けします。 年 月 日から職務に復帰しますのでお

記

1 育児休業承認に係る子の氏名・続柄・生年月日

氏名

続柄

生年月日

2 育児休業の承認を受けていた期間

年 月 日 から

年 月 日 まで

意見 ()

上記のとおり副申します。

年 月 日

学校長氏名

印

養育状況変更届

年 月 日

高知県教育委員会 様

所属

職名

氏名

印

下記のとおり ^{育児休業} _{部分休業} に係る子の養育の状況について変更が生じたので届け出ます。

記

1 育児休業承認に係る子の氏名
氏名

2 届出の事由

☐ 休業に係る子を養育しなくなった

☐ 同居しなくなった ☐ 負傷・疾病 ☐ その他 ()

☐ 休業に係る子を配偶者が養育できることとなった

☐ 休業に係る子が死亡した

☐ 休業に係る子と離縁した (養子縁組の取消を含む)

☐ 休業に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した

☐ その他 ()

3 届出の事由が発生した日
年 月 日

意見 ()

上記のとおり副申します。

年 月 日

学校長氏名

印

(注) ① 該当する□には✓印を記入すること。

部分休業承認請求書

年 月 日

高知県教育委員会 様

所属

職名

氏名

印

下記のとおり部分休業の承認を請求します。
記

1 請求に係る子		2 請求者以外の子の親	
子の氏名		氏 名	
続 柄		子との同・別居	☐ 同居 ☐ 別居
生年月日	年 月 日生	就 業 の 有 無	☐ 有 ☐ 無
3 託児の態様	☐ 託児施設 (時 分 ~ 時 分) ☐ その他 (時 分 ~ 時 分)		
4 通勤期間	時間 分 (託児先を経由する時間を含む。)		
5 請求期間 及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
	年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他 ()	午前 時 分 ~ 時 分 午後 時 分 ~ 時 分
6 備 考			
意見 () 上記のとおり副申します。 年 月 日 学校長氏名 印			
☐ 承 認 ☐ 不承認 年 月 日 高知県教育委員会 印			

- (注) ① この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（戸籍抄本、住民票、医師又は助産婦が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生証明書、官公署が発行する出生届受理証明書などのいずれか）を添付すること。（写しでも可）
- ② 備考欄には、(ア)職員以外の当該子の親が部分休業その他の育児のための短時間勤務の制度の適用を受けている場合、(イ)託児の態様、勤務の状況以外に部分休業を必要とする事情がある場合には、その内容を記入すること。
- ③ 部分休業の承認が、職員からの申請に基づき取り消された場合には、その旨を裏面に記入すること。
- ④ 該当する□には✓印を記入すること。
- ⑤ 2部提出すること。（教育委員会用及び学校用）

(裏面)

[illegible]

職員の育児休業等に関する条例の施行及び 育児休業等の運用について（通知）

〔平成 4 年 3 月 25 日 3 教義第 1168 号〕
高知県教育長通知

改正 平成 14 年 3 月 22 日 13 高教職第 875 号

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）の規定に基づき、別紙のとおり、職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高知県条例第 1 号）が制定、公布され、平成 4 年 4 月 1 日から施行されることとなりました。

ついては、貴管下教職員に周知くださるとともに、その運用は下記により行うこととしましたので遺漏のないよう願います。

なお、育児休業に関する規則（昭和 51 年教育委員会規則第 7 号）は廃止しました。

記

1 育児休業の承認関係

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）にいう「子」とは、職員と法律上の親子関係にある子をいい、養子を含む。
- (2) 育児休業法第 2 条第 1 項の「3 歳に達する日」とは、満 3 歳の誕生日の前日をいう。
- (3) 育児休業法第 2 条第 1 項ただし書きの「当該子について、既に育児休業をした」とは、当該子について育児休業法により育児休業をしたことをいい、他の法律により育児休業をした場合は含まない。また、職員が双子など複数の 3 歳に満たない子を養育している場合において、そのうちの一人について育児休業の承認を受けて、当該育児休業の期間中、その他の子についても養育した事実が認められるときは、その他の子についても既に育児休業をしたものとして取り扱うものとする。
- (4) 育児休業法第 2 条第 2 項の「育児休業をしようとする期間は」とは、連続する一の期間をいう。
- (5) 職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年高知県条例第 1 号。以下「育休条例」という。）第 2 条第 6 号の「常態として養育することができる」とは、次のいずれにも該当する場合をいう。
 - ア 育児休業により養育しようとする子と同居していること。
 - イ 就業していないこと。（1 週間の就業日数が著しく少ない場合を含む。）
 - ウ 負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により子の日常生活上の世話をすることが困難な状況にないこと。
 - エ 産前及び産後休暇期間中でないこと。
- (6) 育休条例第 3 条第 3 号の育児休業計画書は、別紙第 1 号様式とする。

2 育児休業の承認の請求手続

- (1) 育児休業承認請求書は、別紙第 2 号様式とする。
- (2) 育児休業の承認の請求は、育児休業を始めようとする日の 1 月前までに行う

ものとする。

- (3) 県教育委員会は、育児休業の承認について、その事由を確認する必要がある場合には、当該請求をした職員に対して、証明書類の提出を求めることとする。
- (4) 上記(1)、(2)及び(3)については、育児休業期間の延長、育児休業の期間の再度の延長及び再度の育児休業の場合も同様とする。

3 育児休業終了手続

育児休業の終了届は、別紙第3号様式のとおりとし、育児休業終了の1月前までに提出するものとする。

4 育児休業の承認の失効等関係

- (1) 育児休業法第5条第1項の「出産」とは、妊娠12週（85日）以後分べん（死産を含む。）をいう。
- (2) 育児休業法第5条第1項の「当該職員の子でなくなった場合」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 職員と育児休業に係る子とが離縁した場合
 - イ 職員と育児休業に係る子との養子縁組が取り消された場合
 - ウ 職員と育児休業に係る子との親族関係が民法（明治29年法律第89号）第817条の2に規定する特別養子縁組により終了した場合
- (3) 育児休業法第5条第2項の「子を養育しなくなった」とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 職員と育児休業に係る子とが同居しないこととなった場合
 - イ 職員が負傷、疾病又は精神若しくは身体の障害により、育児休業の期間中、当該育児休業に係る子の日常生活上の世話をすることができない状態になった場合
 - ウ 職員が育児休業に係る子を託児するなどして常態的に当該子の日常生活上の世話に専念しないこととなった場合
- (4) 養育状況変更届は別紙第4号様式のとおりとし、遅滞なく県教育委員会に届け出るものとする。

5 人事異動通知書

育児休業の承認、育児休業の取消し及び職務復帰等については、人事異動通知書を交付する。

6 部分休業の承認関係

- (1) 育休条例第8条第3号の「職員以外の当該子の親が養育することができる場合」には、職員の配偶者で当該子の親であるものが、職員が部分休業をしようとする時間において、部分休業その他の育児のための短時間勤務の適用を受けている場合等を含む。
- (2) 部分休業は、別紙第5号様式による請求に基づき、県教育委員会が承認するものとする。
- (3) 部分休業の承認を請求する場合には、部分休業が必要な時期について包括的に請求するものとする。

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例議案

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成14年2月 日提出

高知県知事 橋本 大二郎

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年高知県条例第1号)の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「職員」を「並びに育児休業法を施行するため、職員」に改める。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第2条第4号中「職員の定年等に関する条例」を「職員の定年等に関する条例(昭和
59年高知県条例第13号)」に改める。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該
育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことによ
り当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又
は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居するこ
ととなったこと。

第3条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について
育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当
該育児休業の終了後、当該職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が3月
以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと(この号の規定に該当したこ
とにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。)

第5条中「育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することがで

きることとなったこと」を「次に掲げる事由」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。
- (2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

第5条の2を第5条の3とし、第5条の次に次の1条を加える。

(任期付採用職員の任期の更新)

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「1歳」を「3歳」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項及び第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第143号。以下この項において「改正法」という。）の施行の日前に改正法による改正前の地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。）第2条第1項の規定により育児休業をしたことがある職員（改正法の施行の際現に育児休業をしている職員を除く。）については、改正法による改正後の育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情には、改正法附則第2条第2項に規定する直近の育児休業に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったことを含むものとする。
- 3 前項の規定は、既に同項の規定により育児休業をしたことがある職員には適用しない。

新 旧 対 照 表
新 旧

職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、並びに同法を施行するため、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1）～（2） 略

（3） 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

（4）職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

（5）～（6） 略

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児休業の承認

職員の育児休業等に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第6条の2、第7条並びに第9条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。

（育児休業をすることができない職員）

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1）～（2） 略

（3） 育児休業の承認を請求する日から起算して1年以内に任期が満了する職員及び職員の定年等に関する条例（昭和59年高知県条例第13号）第2条の規定により退職することとなる職員

（4）職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員

（5）～（6） 略

（再度の育児休業をすることができる特別の事情）

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

（1） 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が死亡し、又は養子縁組等により

が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子又は同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) 略

(3) 育児休業の請求の際両親が育児休業等により子を養育するための計画について育児休業計画書により任命権者に申し出た職員が当該請求に係る育児休業をし、当該育児休業の終了後、当該職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を常態として養育したこと（この号の規定に該当したことにより当該子について既に育児休業をしたことがある場合を除く。）。

(4) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったとき。

(2) 育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき。

（任期付採用職員の任期の更新）

第5条の2 任命権者は、育児休業法第6条第3項の規定により任

職員と別居することとなったこと。

(2) 略

(3) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

（育児休業の承認の取消事由）

第5条 育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、育児休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として養育することができることとなったこととする。

期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(期末手当等の支給)

第5条の3 略

(期末手当等の支給)

第5条の2 略